

土木建築系資格試験対策講座業務委託企画提案競技審査要領（案）

1 目的

この要領は、土木建築系資格試験対策講座業務委託に係る委託候補者を公正かつ適正に審査するために、審査方法に関し必要事項を定めるものとする。

2 審査方法

(1) 土木建築系資格試験対策講座業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員は、提出された企画提案書等について、プレゼンテーション形式による審査を行う。

(2) 審査項目は、次のとおりとする。

- ① 目的の理解度及び企画提案の合目的性
- ② 企画提案の妥当性
- ③ 経費の妥当性
- ④ 効果

(3) 審査委員会では、各委員の点数の合計を表した審査結果表を作成し、それをもとに審査委員会で審査するものとする。

(4) 審査委員会は、特に必要があると認める場合には、委託候補者の選定に当たり、条件を付すことができる。

3 その他

この要領に定めるもののほか、審査方法に関し必要な事項は、別に定める。